

参議院内閣委員会会議録第三十二号

(四二三)

第三十四回 会

昭和三十五年六月十八日(土曜日)午前
十時三十九分開会

委員の異動

六月九日委員大谷繁潤君辞任につき、
その補欠として林田正治君を議長にお
いて指名した。

六月十七日委員林田正治君辞任につ
き、その補欠として松村秀逸君を議長
において指名した。

本日委員木村篤太郎君、下村定君、松
村秀逸君及び増原恵吉君辞任につき、
その補欠として鹿島俊雄君、徳永正利
君、井川伊平君及び木暮武太夫君を議
長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 理事
中野 文門君
村山 道雄君

井川 伊平君
大谷 賢雄君
伊能繁次郎君
鹿島 俊雄君
木暮武太夫君
小柳 牧衛君
下條 康麿君
徳永 正利君
一松 定吉君

- 農地被買収者問題調査会設置法案
(内閣提出、衆議院送付)
- 自治府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(中野文門君) これより内閣
委員会を開会いたします。

最初に、委員の異動について御報告
いたします。

去る六月九日、大谷繁潤君が辞任さ
れ、林田正治君が選任されました。昨
日、林田正治君が辞任され、松村秀逸
君が選任されました。本日、木村篤太
郎君、下村定君、松村秀逸君及び増原
恵吉君が辞任され、鹿島俊雄君、徳永
正利君、井川伊平君、木暮武太夫君が
選任されました。

務副長官 佐藤 朝生君
國家消防本部 総務課長 山本 弘君
自治政務次官 丹羽喬四郎君
外務大臣官房長 宮官房長 柴田 雄一君
建設政務次官 小林 紹治君
事務局側 常任委員 会専門員 杉田正三郎君

本日の会議に付した案件

- 農地被買収者問題調査会設置法案
(内閣提出、衆議院送付)
- 自治府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 建設省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 外務省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。

別に御意見もないようでござります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。

農地被買収者問題調査会設置法案を
問題に供します。本案を原案通り可決
することに賛成の方の挙手を願いま
す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でご
認めます。

それではこれより採決に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。

別に御意見もないようでござります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより採決に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、本案に対す
る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 次に、農地被
買収者問題調査会設置法案を議題とい
たします。質疑を続行いたします。政
府側出席の方々は、福田総理府総務長
官、佐藤総理府総務副長官、大島内閣
総理大臣官房審議室長、以上の方々で
ございます。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、自治府
設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。

○委員長(中野文門君) 次に、石原自治
府長官、丹羽自治政務次官、柴田自治府
長官官房長、山本国家消防本部総務課
長官官房長、以上の方々であります。御質疑の
おありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中野文門君) この際、国務大臣石原自治
府長官の認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中野文門君) ごあいさつがあります。(拍手)

○國務大臣(石原幹市郎君) 長く懸案
でありました自治府を日治省に昇格す
る案を全会一致をもわまして委員会の
通過をさせていただきまして、まことに
ありがとうございました。厚く御礼

申上げます。

○委員長(中野文門君) 次に、建設省
設置法の一部を改正する法律案を議題
といたします。前回に統して質疑を行
なっています。政府側出席の方々は、大
沢建設政務次官、鬼丸建設大臣官房
長、以上の方々であります。御質疑の
おありの方は、順次御発言を願います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

可決することに賛成の方の挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でご
認めます。

○委員長(中野文門君) それではこれより採決に入ります。

○委員長(中野文門君) 御意見のおありの方は、賛否を明ら
かにしてお述べを願います。

○委員長(中野文門君) 別に御意見もないようでござります
が、討論は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) おありの方は、順次御発言を願
います。

○委員長(中野文門君) 別に御発言もな
ければ、本案に対す

る質疑は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでござりますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(中野文門君) 御異議ございません。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中野文門君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題いたします。前回に続いて質疑を行ないます。政府側出席の方々は、小林綱治外務政務次官、内田外務大臣官房長、以上の方々であります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。別に御発言もなければ、本案に対する

る質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでござりますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

六月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元に関する請願

昭和三十五年六月二十二日印刷

講願(第三六四三号)

紹介議員 井上 清一君

第三六四三号 昭和三十五年五月三十一日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 佐賀県唐津市城内佐賀
県軍人恩給会東松浦連合支部内坂田次男外

給所要額の激減する昭和三十七年以降にゆずり、とりあえずおそらくとも昭和三十六年一月から、(一) 加算制復活に伴い遺族扶助料受給資格者となるものについて(遺族の孤児を優先的に)

特例の援護措置を講ずること、(二)七十才以上の老令軍人並びに傷病者未亡人に対し、文武官を通じ一万五千円ベースを完全実施すること、(三)七十五万万名に及ぶいわゆる赤紙応召者は、恩給受給権を持ちながら加算制停止のため失権のまま放置されおり、またこれに関連して遺族扶助料も受け得ない状態であるが、これでははなはだしく不公平不均衡であるから、これら下級軍人及び遺族のため、

加算制を復活して公平な恩給受給の資格を与えるよう、今国会でこれが法制化を図り、なるべく早く実施せられたいとの請願。

第三六六七号 昭和三十五年六月八日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 北海道札幌郡豊平町月寒区二八七 市来とめ
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第三六六〇号と同じである。

第三六六七号 昭和三十五年六月八日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草鳥居前町二三 吉田綱江

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、同和対策審議会設置法案(衆)
(予備審査のための付託は五月十六日)

第三六六〇号 昭和三十五年六月六日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草鳥居前町二三 吉田綱江

この請願の趣旨は、第三六六〇号と同一である。

第三六六〇号 昭和三十五年六月六日受理
軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 (第三六六〇号) (第三六六七号)

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 (第三六六〇号) (第三六六七号)

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願
請願者 京都市伏見区深草鳥居前町二三 吉田綱江